

シニア向け情報報

員2名を確保して申し込んでください。

- おおむね65歳以上の虚弱な在宅ひとり暮らしの方
- 在宅ひとり暮らしの重度身体障害者

金婚夫婦をお祝いします

結婚生活50年の金婚夫婦の方をスポーツセンターにお招きし、9月18日(月)の敬老会でお祝いします。

○金婚夫婦に該当する方

平成29年9月15日現在、本町

に住所があるので、婚姻生活が50年になつたご夫婦(昭和41年9月16日から昭和42年9月15日までに結婚された方)

申出期間 8月1日(火)～31日

(木) ※土日・祝日を除く

申出方法 次のものを役場住民課へ持参してください。

・印鑑

・お二人で写っている写真

(仲良く前を向いて写っているもの)※広報に掲載します。

・戸籍謄本

(本町に本籍がない方のみ)

その他 要件を満たしていくて、今までに申し出ていらないご夫婦も

今年お祝いをしますので、申し出てください。

過去に金婚夫婦としてお祝いを受けられた方は除きます。

問合せ先 役場 住民課

内線173・174

介護予防教室 はつらつ体操教室

運動機能等を向上するための教室です。皆さんと一緒に楽しく体を動かしましょう。

ただし、本年度すでにしつらつ教室に参加された方は申し込みできません。

ただし、本年度すでにしつらつ教室に参加された方は申し込みできません。

申込期間 8月21日(月)～9月1日(金)

※定員になり次第締め切ります。

申込・問合せ先 役場 民生課

内線115・187

康のための講話など

講師 健康づくりリーダー、管理栄養士、歯科衛生士、柔道整復師

定員 25名

参加費 無料

持ち物 飲み物、筆記用具、タオル、動きやすい服装

高齢者 福祉サービス

緊急通報装置 設置事業

緊急通報用の電話機を貸与します。急病や災害等の緊急時にボタン一つで海部東部消防署お

よび協力員に通報できます。協力

寝具乾燥・ 消毒サービス事業

ねたきり老人等の衛生を保持するためのサービスを無料で実施しています。ただし、所得制限があります。

対象 65歳以上でねたきり状態の方等

実施回数 月1回(寝具4枚まで)

内容 居宅を訪問して寝具を収集し、熱風による寝具の乾燥および殺菌消毒を行い配達します。

対象 65歳以上の方

内容 軽い運動、ストレッチ、健

- ねたきり老人または重度身体障害者を抱える高齢者のみの世帯の方、またはこれに準ずる世帯の方等

老人日常生活用具 給付等事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし老人、ねたきり老人等に、日常生活用具を給付または貸与します。ただし、収入に応じて一部自己負担額が必要となります。

主な対象品目

電磁調理器、自動消火器、火災警報器等

配食サービス事業

調理が困難なひとり暮らしの高齢者等の方に、定期的に居宅に訪問してバランスのとれた食事を提供するとともに、ご本人の安否確認を行います。

対象

- ・65歳以上のひとり暮らしの方
- ・高齢者または身体障害者のみの世帯およびこれに準じる世帯

給食業者が調理した食事を、昼食時に各家庭へ配達します。

利用料

1食 500円

支給額(年額) 10万円
ここまで問合せ先
役場 民生課
内線 115・158

必要なサービスが提供されるよう、ケアマネジャーへの指導・助言や関係機関との連絡調整を行います。

利用料 原則無料
問合せ先 社会福祉協議会内地域包括支援センター
☎(442)0857

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健やかに自分らしい生活を送ることができるよう、センターの社会福祉士、主任ケアマネジャー、看護師が中心となっています。

必要な援助・支援を包括的に行っています。

内容

- ・高齢者が自立した日常生活を継続できるよう、要支援者を対象とした予防給付および弱な高齢者を対象とした介護予防事業のケアプランを作成します。

在宅の要援護高齢者または要援護となる恐れのある高齢者を抱える家族等の各種相談に対して、面接や24時間の電話相談などに応じ、ニーズに合った各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように関係機関との連絡調整を行います。
また、公的保健福祉サービスの利用手続きに関する代行申請等も行います。

在宅介護 支援センター

高齢者同士やボランティアの方々との交流を深めていただき、ひとり暮らし老人の方々の健康保持と積極的な社会参加を図ります。

対象

65歳以上でひとり暮らしの方

ひとり暮らし老人 ふれあい交流事業

スポーツ、レクリエーション、入浴、会食など

利用料

1食 300円

主な対象品目

電磁調理器、自動消火器、火災警報器等

重度の要介護状態にある高齢者等を在宅で常時介護している方に、家族介護慰労金を支給します。

対象

要介護4、5と判定された町民税非課税世帯の高齢者を、過去1年間介護サービスを受けずに在宅で介護している家族

※年間当たり7日間までの短期入所生活介護または短期入所療養介護については、サービスを受けなかつたものとする。

- ・高齢者やその家族、近隣に暮らす方々の介護に関する相談や心配ごとなど、総合的な相談に応じます。
- ・高齢者が安心して暮らすため、虐待の早期発見に対応するなど、さまざまな権利を守るための支援を行います。
- ・高齢者の心身の状態に合わせ、

問合せ先 老人保健施設「四季の里」内町在宅介護支援センター ☎(441)5155